

第 7 部 地域の不拡散問題

南アジア

90 年代後半、国際的な核不拡散体制は重大な挑戦に直面した。98 年 5 月のインド及びパキスタン両国により相次いで行われた核実験である。

インド及びパキスタンによる核実験とわが国の立場

インド、パキスタン両国は核兵器不拡散条約（NPT）未締結国である。98 年 5 月 11 日と 13 日にまずインドが核実験を実施し、パキスタンが同月 28 日と 30 日にこれに続いた。両国によるこれら一連の核実験は、カシミール問題を抱える南アジア地域の情勢を緊迫させたのみならず、NPT や包括的核実験禁止条約（CTBT）を中心とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であった。

両国の行った核実験は、核兵器のない世界を目指す国際社会の努力に逆行し、国際的な核不拡散体制の根幹を揺るがす極めて遺憾な行為であり、わが国にとって受け入れられるものではない。わが国は、このような立場に立って、両国に対して核実験直後に官房長官談話を発表して、新規無償資金協力の原則停止（緊急・人道的性格のもの及び草の根無償を除く）、新規の円借款の停止、世銀・アジア開発銀行（ADB）などの国際開発金融機関の融資に対する慎重な対応からなる経済措置を決定した。また、他の先進国では、米国、ドイツ、カナダ等が同様に経済措置を発表した。

わが国の取り組み

1. 多数国間の取り組み

多数国間の取り組みにおいてわが国は、まず核実験直後より、G8 において首脳及び外相声明の採択に大きく貢献し、インド、パキスタンによる核不拡散への取り組みと両国間の緊張緩和・信頼醸成のための具体的方策を検討する南アジア・タスクフォースの設置を提案し、各国の合意

するところとなった。この南アジア・タスクフォースは 2002 年 4 月までに 9 回にわたって開催されており、そのうち 1999 年 2 月の第 3 回会合については、わが国が議長国となって東京で開催された。次にわが国は、インド、パキスタンに最終的に核を放棄し、非核兵器国として NPT に加入するよう求めることを含む国連安保理決議案をこの問題に特に関心のある国と共同で提案し、1998 年 6 月 6 日、この案は安保理決議 1172 として採択された。

わが国はこの決議に基づき、インド、パキスタン両国に対して、特に (1) CTBT への早期参加、(2) 核・ミサイル関連資機材・技術に関する輸出管理の厳格化・法制化、(3) 兵器用核分裂性物質の生産停止、(4) ミサイル配備の抑制などを働きかけてきている。またそれと同時に、両国間の二国間対話、及び緊張緩和・信頼醸成を通じた南アジアの地域的安定が重要である旨、両国に対する外交的働きかけを続けている。



1999 年 8 月、アナン国連事務総長へ、東京フォーラム報告書を手交する松永・明石両共同議長

2. 東京フォーラム（第8部第2節参照）

さらに、両国の核実験を契機に、わが国独自の動きとして、橋本総理大臣、小淵外務大臣（いずれも当時）のイニシアチブの下、1998年8月、「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」を内外の有識者の参加を得て開催した。4回の会合を経たのち1999年7月にまとめた提言には、核廃絶に至るまでのアイデアが包括的に盛り込まれており、そのうちいくつかの提言は、その後わが国が国連総会に提出した核廃絶決議案に積極的に盛り込まれ、活用されている。

3. わが国の経済措置の停止

わが国は、2000年8月の森内閣総理大臣（当時）の南西アジア歴訪をはじめとして、インド、パキスタン両国に対し、核軍縮・不拡散に関するわが国の立場を繰り返し表明してきた。その結果、首脳・外相会談の場や、2001年8月に、田中外務大臣（当時）がCTBT早期署名を求めた書簡に対する両国外相の返書の中で、両国ともこれまで3年にわたり核実験モラトリウムを継続しており、今後ともこれを継続する旨表明した。さらに、両国は核・ミサイル関連物資・技術の輸出管理についても、その厳格な実施を表明しており、わが国の措置は相応の成果をあげたと考えられる。

わが国は、2001年9月11日以降、テロに対抗するための国際社会の結束を図る上で、インド、パキスタンが行ってきた努力を高く評価している。特に、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力は極めて重要であり、国内的に大きな困難を抱えているこの国を中長期的な観点から支援していくことが必要であった。同時に、南アジア地域の大国であり、今後のテロへの取り組みや南アジア地域の安定化のため、大きな役割を果たすことが期待されているインドに対しても、積極的な関与を深めていく必要があった。

以上の点から、わが国は、2001年10月26日、福田官房長官より談話を発出し、インド、パキスタン両国に対する経済措置の停止を発表し、その中で、具体的な援助の実施については、今後検討していくこととす

るとした。

もちろん、この経済措置の停止により、わが国の核不拡散に関する政策が変更されたわけでは断じてない。99年4月には、インド・パキスタン両国が相次いで弾道ミサイル発射実験を実施したり、インド国家安全保障諮問委員会が核ドクトリン草案を発表するなど、依然として、CTBT参加を中心としたインド・パキスタンの不拡散分野での取り組みについては不安定要素が多い。わが国としては、インド、パキスタンが核不拡散の国際的流れに貢献することを強く期待している。その見地から、わが国は、今後とも、インド、パキスタン両国に対して、CTBT署名を含む核不拡散上の進展を引き続き粘り強く働きかけていく。また、核不拡散分野において両国の状況が悪化するような場合には、措置の復活を含めて然るべき対応を検討することとしている。

総論

中東においては、イスラエルが NPT を依然締結していない状況が続いている一方で、イラクが NPT に加入していながら条約に違反して、秘密裡に核開発を行っていた事実が発覚しており、これらの問題に国際社会としてどの様に対処していくかが主要な課題である。このような状況下で当該地域における不拡散を実現していくためには、特定の国への働きかけに加えて、地域全体としてのバランスを考慮に入れた包括的なアプローチが重要である。

2000 年 NPT 運用検討会議の最終文書においても、中東地域の不拡散問題に触れ、95 年 NPT 運用検討会議で採択された「中東に関する決議」(Resolution on the Middle East) は 95 年の NPT 無期限延長決定の基礎であること、イスラエルの NPT への加入の重要性、イラクによる IAEA との完全かつ継続的な協力及び義務の履行の重要性等が確認された。

イラク

イラクについては、91 年の多国籍軍による対イラク武力行使停止以降、イラクの有する大量破壊兵器及びミサイルの脅威を除去することを目的として、国連イラク特別委員会 (UNSCOM) による査察が行われた (わが国は倉田英世 UNSCOM 委員、化学兵器及びミサイル分野の専門家を派遣) が、イラクによる査察受入れを求める安保理決議に違反する行動が度重なり、98 年 12 月、米国が英国とともにイラクの疑惑施設などに対する空爆を行った。

その後、99 年 12 月、国連安保理は、イラク問題に関する安保理決議 1284 に基づき、UNSCOM に代えて、新たに、強化された継続的な監視及び検証の制度を運用する国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC) を設置した。今後、どの様な形でイラクによる査察受入れを確保していくかが当面の課題である。

UNMOVIC の概要

国連安保理は、99 年 12 月 17 日に採択した安保理決議 1284 により、大量破壊兵器の廃棄のためにイラクにおいて査察等を行ってきた国連特別委員会（UNSCOM）に代えて、「強化された継続的な監視及び検証の制度」を運用する国連監視検証査察委員会（UNMOVIC：the United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission）の設置を決定。

ブリックス委員長を中心に、既に UNMOVIC の本部事務局、コミッショナー協議会の人選は終了。協議会の実施（過去 8 回開催）や、UNSCOM から引き継いだ資料や公開情報等に基づき、引き続き未解決な軍縮課題の特定等、査察に向けた準備を行っている。

なお、わが国からは、数原孝憲（かずはらたかのり）元ウィーン代表部大使が、UNMOVIC 委員（委員長を含む計 17 名）として活動に参加している。

イラン

イランについては、わが国はイランとの軍縮・不拡散に関する二国間の協議を通じ、不拡散に関する対話を継続しており、イランによる弾道ミサイル発射実験、大量破壊兵器開発の懸念が取り除かれるよう、また、IAEA との保障措置協定追加議定書締結や CTBT の批准を行うよう働きかけを行っている。

（参考）米上院政府問題委員会における CIA 関係者による証言
（2002 年 3 月 11 日）

(1) イラク関係

「イラクは、おそらく通常、化学、そして生物兵器の弾頭を搭載した少数のスカッドを、隠された戦力として維持している。もし、将来において国連による禁止措置が大幅に弱められたならば、イラクはおそらく最初の数年間で、SRBM（Short Range Ballistic Missile:短距離弾道ミサイル、射程 800Km 以下といわれる）の備蓄を湾岸戦争前の数値に戻し、近隣国のペースにあわせ中距離ミサイルの入手を求めるかもしれない。海外からの実質的援助により、イラクは 2000 年代最初の 10 年間の半ばに国内中距離弾道ミサイルの発射実験を行うことができるかも知れない。...米諜報機関は、規制されない場合、イラクは数年間で兵器の製造に十分な核分裂性物質を製造するであろうと予想している。イラク政府は、湾岸戦争前に生物・化学兵器開発計画を有していたことを認めている。我々は、イラクがこれらの計画を続けていると考える。」

(2) イラン関係

「イランが保有しているミサイルのリストは、中東諸国の中でも最も長いものの一つであり、数百基の SRBM (Short Range Ballistic Missile: 短距離弾道ミサイル、射程 800Km 以下といわれる)、数基の射程 1,300Km の MRBM (Medium Range Ballistic Missile: 準中距離弾道ミサイル、射程 800 ~ 2400Km 以下といわれる) であるシャハーブ 3、そして様々な無誘導のロケットを含む。...特に、ロシア、中国、北朝鮮といった海外からの援助は、我々の予測期間である 15 年間のうちにイランがミサイル計画を成功させる上で重要であり続けるであろう。米諜報機関は、イランはまだ核兵器を有していないと判断している。殆どの機関は、イランが約 10 年後に核兵器を得るかもしれないと予想しているが、ある機関は、もっと長い期間を要するであろうとの評価を下している。イランは、生物・化学兵器のプログラムを有している。」

イスラエル

わが国はイスラエルに対し、NPT への加入、CTBT の批准を機会あるごとに要請してきている。

朝鮮半島を巡る情勢

北朝鮮を巡っては、近年は 2000 年の南北首脳会談以降大きな動きが見られてはいない。米朝関係については、これまでのところ、米国は北朝鮮に協議再開を呼びかけているものの北朝鮮はこれに応じていない。南北関係については、2001 年 9 月に南北閣僚級会談が再開されたが、同年 11 月の第 6 回会談以降開催されていない。日朝関係については、2000 年に再開され、同年 10 月までに 3 回行われた国交正常化交渉は、それ以来開催されていない。

核兵器等の大量破壊兵器やミサイル開発分野についても、北朝鮮は特段の前向きな対応を示していない。このため、北東アジア地域における安全保障上の懸念は依然として変わっておらず、引き続き、こうした問題について、北朝鮮に建設的な対応をとるよう国際社会が一致して働きかけていくことが重要と考えられる。

北朝鮮の核兵器開発問題と朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）

KEDO は、94 年の米朝間の「合意された枠組み」を受けて、95 年 3 月に日米韓 3 か国が設立した国際機関であり、北朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金手当て及びその供与、北朝鮮の黒鉛減速炉の運転・建設の凍結に伴う暫定的な代替エネルギーの供与を目的としている。

北朝鮮の核疑惑については、北朝鮮は、93 年 2 月、核兵器開発の疑惑のある施設に対する IAEA の特別査察を拒否し、3 月、NPT からの脱退を表明した。これに対して、94 年 6 月には、国連安保理において北朝鮮制裁決議につき非公式の協議が行われるに至った。このような動きを受けて、米国と北朝鮮は、同月のカーター米元大統領の金日成（キム・イルソン）主席との会談等を経て、同年 10 月、「合意された枠組み」に署名した。これにより、北朝鮮は、NPT 締約国にとどまる他、IAEA 保障措置協定上の義務履行を通じた検証措置の受け入れ、既存及び開発中の核施設の凍結・解体等を行うこととなり、米国は、出力合計約 2000 メガ

ワットの軽水炉(出力約 1000 メガワットの軽水炉 2 基)を北朝鮮へ供与する枠組みを構築し、また、第 1 基目の軽水炉完成までの間、代替エネルギーとして年間 50 万トンの重油を供与することとなった。

95 年 3 月、日韓米 3 か国は、KEDO 理事会メンバーとして、「朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)の設立に関する協定」に署名し、KEDO が正式に発足した(その後、EU が 97 年 9 月に理事会メンバーとして加盟)。また、95 年 12 月、KEDO と北朝鮮との間で軽水炉プロジェクトに関する供給取極が締結された。その後、99 年 12 月に、KEDO と韓国電力公社(KEPCO)間の主契約及び韓国輸出入銀行・KEDO 間の貸付契約、さらに 2000 年 1 月には日本の国際協力銀行と KEDO との間の貸付契約が署名された。これらを受けて、2000 年 2 月に主契約が発効し、軽水炉の本格工事の段階に入った。2001 年 9 月には北朝鮮の建設許可を受けて、軽水炉本体設置のための工事が開始された。

軽水炉プロジェクトに対する日本の貢献としては、資金貸付(1165 億円(98 年 10 月のコミット時の 10 億ドル相当円))を行うとともに、KEDO が同銀行に対し負っている利子を日本政府が補給しており、これを定めた資金供与協定を KEDO との間で 99 年 5 月に署名し、6 月に国会の承認を得た。これまでに国際協力銀行から KEDO に対し約 317 億 4000 万円(約 2 億 8000 万ドル)の貸付を実施し、これに伴う利子補給として、日本政府はこれまで計 10 億 4400 万円(約 938.0 万ドル)を拠出した。さらに、KEDO 事務局経費等として、これまでに計 2800 万ドルを拠出した。

今後 KEDO プロジェクトが進展する一方で、北朝鮮は、米朝間の「合意された枠組み」及び KEDO との間の軽水炉供給取極の中で定められた核不拡散上の約束を履行することが求められる。その中でもとりわけ、中心的な原子力機材の引き渡しに先立って、IAEA によるフルスコープ保障措置協定を完全履行する義務が重要である。そのため北朝鮮が早急に IAEA への協力を開始することが不可欠であり、これが北朝鮮の意思を占う上での当面の試金石になると見られる。

ミサイル問題

北朝鮮は、80年代半ば以降、スカッド・ミサイルなどを生産・配備するとともに、中東諸国などにこれらのミサイルを輸出してきていると見られている。また、90年代に、より長射程のミサイル開発に着手したと考えられ、93年5月に行われた日本海に向けての弾道ミサイルの発射においては、ノドン（推定射程距離 1,300km）が使われた可能性が高い。さらに、98年8月には、日本の上空を飛び越える形で、米国がテポドン1号（推定射程距離 2,000km）と分類するミサイルの発射が行われた。北朝鮮の弾道ミサイル開発については、その詳細についてはなお不明な点が多いが、同国は、軍事能力だけではなく、政治外交的観点などからも、弾道ミサイル開発に高い優先度を与えていると考えられる。北朝鮮のミサイル開発の進展の背景には、外部からの各種の資材・技術の流入の可能性が考えられ、またミサイル及び関連技術の北朝鮮からの移転・拡散が行われている可能性も指摘されている。北朝鮮のミサイル開発は、このような観点から、核兵器開発疑惑ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定をもたらし得る要因ともなっている。

このような状況の中、対北朝鮮政策においては、日韓米三国で緊密に協調して対処することとしている。米クリントン政権下の米朝関係においては、99年に北朝鮮側がミサイル発射モラトリアムを発表し、以来米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米国務長官訪朝の際にも、金正日総書記他と、北朝鮮によるミサイル関連物資の輸出、北朝鮮自身用のミサイル・プログラム、他国による人工衛星打ち上げと引き替えに北朝鮮がミサイル活動を抑制するとの考え方を含むミサイル問題全般について議論が行われた。その後を受けたブッシュ政権下においては、対北朝鮮政策の包括的見直しが行われ、2001年6月同見直し結果が発表された。これによれば、北朝鮮のミサイルについては、検証可能なミサイル活動の抑制及びミサイル輸出の禁止が対北朝鮮政策の方針の一つとして掲げられている。

北朝鮮による弾道ミサイルの開発・配備は、わが国の安全保障上の重

要な問題であり、引き続き日韓米が協調して北朝鮮のミサイル活動の抑制を求めつつ、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）を通じたミサイル関連技術の不拡散政策協調や、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国への働きかけ、さらにはグローバルな規範作りへの貢献等を行っていく考えである。